

富岡地域訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、富岡地域医療企業団病院事業の設置等に関する条例第3条及び第4条に関する規則（平成30年規則第1号）第33条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 富岡地域訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）は、次に掲げる事業を提供する。

- (1) 病気等により、家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、日常生活動作の維持、回復を図りながら、快適な在宅療養ができるよう訪問看護を提供する。
- (2) 前項に規定する事業の実施にあたっては、市町村及び保健・医療・福祉サービス事業者との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：富岡地域訪問看護ステーション
- (2) 所在地：群馬県富岡市七日市 643 番地（公立七日市病院内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 訪問看護師：看護師5名以上（常勤専従、常勤兼務、非常勤専従）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護業務を遂行する。
- (3) 理学療法士等：2名以上
看護職員と理学療法士等が連携し計画的にリハビリテーションを行なう。
- (4) 事務職員：2名
必要な事務を行う。

(休日及び業務時間)

第5条 ステーションの休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの間（前2号に掲げる休日を除く。）

2 ステーションの業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 主治の医師の発行する訪問看護指示書に基づき、利用者本人又は家族の希望する訪問看護サービスを計画的に提供し、その経過及び評価を主治の医師に報告する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病状の観察及び健康管理
- (2) 身体の清潔及び排泄等の日常生活の援助
- (3) 関節拘縮予防及び歩行練習などの機能訓練
- (4) 療養生活の指導
- (5) カテーテル等の医療的処置及び管理
- (6) 緊急時の相談及び訪問看護
- (7) 終末期の看護
- (8) その他

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員は、訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、又は緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。

この場合において、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2 看護職員は、前項に規定する処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第9条 訪問看護を利用した者から、別表1に定める額を徴収する。

2 訪問看護を提供するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 富岡地域医療企業団の構成市町(富岡市・甘楽町)を通常の事業の実施地域とし、それ以外は交通費として訪問1回ごとに1,000円(税別)を徴収する。

(虐待防止について)

第10条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションは、虐待防止の手順について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) サービス提供中に、従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに在宅看護マネージャー、担当医へ報告し関係者で協議する。
- (3) ステーションにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(身体拘束等の原則禁止)

第11条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(事業継続に向けた取り組み)

第12条 ステーションは、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定する。事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

(その他)

第13条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るために、研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 ステーションは、緊急の訪問看護を行う体制をとることとする。

3 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則： この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

附 則： この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

附 則： この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則： この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

- 附 則： この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和2年1月15日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和2年2月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和2年12月16日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和5年2月14日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則： この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表 1

基本 利用 料	高齢者の医療の確保に関する法律および健康保険法に定める負担割合を負担する。	
その 他 利用 料	2 時間を超える利用料	30 分毎 500 円
	休日利用料	30 分毎 600 円